

第二百二十八号議案

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「範囲で」の下に「、その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を当該合計額から減ずるものとする。

第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の懲戒に関する条例第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行う必

要がある。